

国土交通省 建築基準法早急に制度見直しを検討会が結審 12 月に公表

国土交通省は平成 22 年 12 月 17 日に、同年 3 月 8 日以来 11 回にわたり行なわれた建築基準法の見直しに関する検討会(座長深尾精一 首都大学東京教授)のとりまとめを公表した。検討会の課題は、構造計算適合性判定制度、建築確認審査の法定期間、厳罰化の三つであったが、それ以外の建築基準法に関する意見が多数述べられたため、それらも取入れて報告としたとしている。報告は、国土交通省に対し本報告を踏まえ、技術基準検討体制の整備や制度見直しの検討などに早急に取組むことを要求している。

構造計算判定制度

構造計算適合性判定制度については、構造一級建築士の関与で判定を省略するなどの声もあったが、第三者の目が必要との指摘もされた。

規制の適用を建物の所有・使用形態で区分してはという提案に関しては、基準法のあり方まで遡っての検討が必要とされている。

建築主事で審査ができる程度の対象を、どの範囲とするかは精査する必要があるので、早急に技術的検討を行なう委員会を設置すべきとしている。

確認審査の法定期間

法定期間の短縮については、平成 22 年 6 月の運用改善の実態を踏まえて検討する、としている。

厳罰化

罰則(法定刑)の引き上げの是非は、他の制度の水準を考慮して検討する必要があるとし、併せて、効果的な行政処分による制裁強化を通じた不正の発生防止についても検討する必要がある、としている。

そして、この場合、設計段階のみでなく、施工段階も含めた、より効果的な違反防止策を検討すべきとしている。

その他の課題

・ 工事管理・中間検査・完了検査に関する意見

工事管理・中間検査・完了検査を徹底する仕組みの構築が必要である。とくに、中間検査については、全建築物に義務付けるべきとの指摘や、地域の実情を踏まえた特定行政庁による特定工程の指定を促進すべき。特定行政庁毎に指定される特定工程を同一都道府県内でなるべく統一すべき。等の指摘がある。

・ 既存不適格建物の増改築等

標題の建築物で既存部分の延べ面積が二分の一を超える増改築についても「構造規定の緩和措置の対象とする」の意見が出された。

・ 大臣認定に関し

平成 19 年の法改正以降認定件数が大幅に増大し、国交省の処理能力の問題もあり認定・計画の変更の手続き期間が長期にわたっていることは問題である。

大臣認定手続きの迅速化・簡素化・柔軟化は新技術の開発・活用の円滑化にとっても意義が大きい。制度改善、手続きの迅速化が必要。

旧 38 条の規定に基づ

く大臣認定と同様の技術認定制度の創設や民間機関の一層の活用等、技術の進歩を推進する仕組みも求められる。

その他に、・設備設計に関する意見。・その他の意見が述べられている。

注意)本書を無断で転載することを禁じます。